

常任委員会の審査報告

継続費補正の家屋現況 図整備業務について

総務常任委員会

問 市内または近隣で、家屋現況図整備業務を行うことのできる業者はあるのか。
答 現時点において、市内にはなく、県内に事業所等を有する四社が実施可能であると把握している。

問 業務内容について、現在本市において固定資産税は不均一課税となっているが、平成二

十三年度における税率の統一に向けての業務と考えていいのか。
答 均一課税と直接的な関連はないが、課税客体を正確に把握し、公平な課税をするために実施する業務である。

問 税条例の一部を改正する条例の中で、固定資産税の減額関係で、熱損失防止改修工事とは具体的にどのような工事内容なのか。
答 省エネ基準に適合するため窓の改修工事や天井、床、壁の断熱改修工事のことであり、建築士等の証明が必要となる。

国民健康保険税について

生活福祉常任委員会

問 今回の国保税率の改正により、医療分、介護納付金を引き下げられ、後期高齢者支援金分だけが上がる。医療分と支援金分の合計で16%もの税率上昇となるのはなぜか。
答 従来までは医療費分に老人拠出金が含まれ、限度額が五十六万円であった。改正により医療費分が四十七万円とされ、後期高齢者支援金分の十二万円と合わせて五十九万円となり、三万円の上昇となる。税率については、医療費分が下がるが、後期高齢者支援金分が上がっており、医療分と支援金分の合計で上昇となるものである。

問 一般会計から国保特別会計へ人件費相当分、事務費、保険事業相当分四千四百七十万五千円を繰り入れることによつて、どの程度国保税の上昇を抑えられるのか。
答 特定保健指導の人件費分と合わせて繰入額は六千五百万円となり、上昇を6%程度抑えることができる。

問 基金をほとんど取り崩してしまつたという事だが、来年度以降の国保会計の見通しは。
答 制度改革、医療費等の伸びによつて、基金を取り崩さなければ国保税の大幅な上昇抑制が困難となった。来年度以降、医療費がさらに上昇すれば、引き続き国保税率を引き上げざるを得ない状況になるのではないかと懸念される。

二本松市ウッドイハウスとうわ条例の二部を改正する条例制定について

産業建設常任委員会

問 指定管理者をどのように指定するのか。
答 二本松市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例及び規則に従つて審査を行い、業者を選定して、その後一定期間の指定管理協定を締結し、指定管理委託料は単年度ごとに契約をする。

問 今回の改正で子ども料金につ

いては、「小学生まで」が「四歳以上」となっているが、小学生から戻すべきではないか。
答 改正内容は、旧町で従来から運用されていた内容を明文化したものであり、現行と同様の取り扱いとしたものである。

問 安達の畜産広場が廃止されるが、新たに開設する考えはあるか。
答 安達地区の畜産団体との協議調整を行い、必要がなくなってきたとの意向を確認したため、新たに開設する考えはない。

工事請負契約締結について (東和小学校校舎・屋内運動場新築主体工事、電気設備工事及び機械設備工事、大平小学校校舎地震補強及び大規模改造主体工事)に関して

文教常任委員会

問 入札業者に対しての応募資格等の問題等はなかったか。
答 各部長で構成する入札契約審査委員会での審査を経ており、問題は無い。

問 設計価格、予定価格等の設定について、どのセクションで行い、その情報はどの範囲まで共有しているのか。

問 工事等の金額により、部長決裁、副市長決裁、市長決裁、と決裁が区分されており、決裁権者以下までしか共有できない。
問 落札業者が別の工事で、工事遅延があつたが、東和小学校・大平小学校と二つの大工事であり、遅延の懸念はないか。
答 工種別に一業者五件までという制限があり、特に問題はない。

問 今回の落札業者であり遅延工事を起した業者に文書注意処分のみで、実質ペナルティはゼロであり、三週間も工事が遅れた責任は、誰がとるのか。
答 責任は、市が取らざるをえない。